令和８年度　株式会社太陽メディケアサービス介護員養成研修事業
介護職員初任者研修課程　（通学形式）学則

（当社及び事業所の名称、所在地）

第1条

本研修事業は、次の事業者（以下当社とする）が実施する。

	事業者	事業所
名称	株式会社太陽メディケアサービス	メッツ長岡ケアスクール
所在地	新潟県長岡市千歳3丁目2番35号	新潟県長岡市千歳3丁目2番35号

（事業の目的）

第2条

介護サービスに従事しようとする者に対し、介護に関する専門的教育を実施し基本的な知識・技術を習得し、多様化する介護に対応するための研修を目的とする。

（形式）

第3条

当社は、事業所において通学形式により本研修事業を実施する。

（実施課程及び研修事業の名称）

第4条

実施課程及び研修事業の名称は次のとおりとする。

介護職員初任者研修課程

株式会社太陽メディケアサービス　介護職員初任者研修課程　（通学課程）

（年間事業計画）

第5条

令和８年度の研修事業について、下記の計画のとおり実施する。

回数	実施期間	募集定員
通学課程　第1回	令和８年７月～令和８年９月	12人（最低実施人数2名）
通学課程　第2回	令和８年12月～令和９年２月	12人（最低実施人数2名）
計		24人

（受講対象者）

第6条

受講対象者は、下記に当てはまる者とする。

第1・2回

ハローワークで求職登録し、早期の再就職を目指す方

※新潟県立三条テクノスクール・ハローワークにより受講が適当と認められた方

（研修参加費用）

第7条

研修参加費用は下記に示すとおりとする。

回数	内訳	金額	納入方法	納入期限
第1回 第2回	受講料	無料	―	受講開始日に納入
	テキスト代	5，500円（税込）	一括納入	

（使用教材）

第8条

研修に使用する教材は次のとおりとする。

中央法規　介護職員初任者研修テキスト　全2巻

（研修カリキュラム）

第9条

研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別添1の1のとおりとする。

（研修会場一覧）

第10条

研修において使用する研修会場及び実技演習会場は、別添3のとおりとする。

（各科目の担当講師一覧）

第11条

研修を担当する講師は、別添4の1のとおりとする。

（実習施設一覧）

第12条

実習は、別添7の施設において実施する。

（申込手続）

第13条

受講に係る申込手続は次のとおりとする。

（1） 所定の申込書に必要事項を記載の上、期日までに申し込む。その際、次条に基づき、申込書に運転免許証等本人確認ができる書類の写しを添付することとする。

（2） 当社は、審査の上受講者を決定し、受講決定通知書を受講申込者へ送付する。

（3） 受講決定通知書を受け取った受講申込者は、第7条に定めるとおり、納付期限までに研修参加費用を納入する。

（4） 当社は、研修参加費用の納入を確認し、開講式に教材を配布する。

（5） 受講申込者が受講開始以前に受講しないことを当社に申し出た場合、研修費用のうち教材費を除いた額を返還する。ただし、受講を開始した者については、教材費も含め、研修参加費用の全額を返還しないこととする。

（受講時等の本人確認方法）

第14条

受講者は受講申込時に、申込書に以下のいずれかの公的証明書の写しを提出することとし、

当社は、申込書に記載された氏名と公的証明書の写しの氏名が同一であるかを確認する。

（1） 戸籍謄本、戸籍抄本又は住民票

（2） 住民基本台帳カード

（3） 在留カード

（4） 資格確認書

（5） 運転免許証

（6） パスポート

（7） 年金手帳

（8） 国家資格の免許証又は登録証

（9） 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

（10）マイナンバーカード

（科目免除の取り扱い）

第15条

下記の表に掲げられる研修を修了した者が、当事業所が開催する研修課程を受講する場合、一部の科目を免除することができるものとする。

対象研修	免除科目（免除時間）
訪問介護員養成研修3級課程	1. 職務の理解（3時間）
	2. 介護のおける尊厳の保持・自立支援（3時間）

（研修修了の認定方法）

第16条

（1） 修了の認定は、次のすべてを満たす受講生に対して行う。

① 第9条に定めるカリキュラムをすべて履修していること。

② 各課程のこころとからだのしくみと生活支援技術科目における生活支援技術の習得状況の確認において介護技術の習得が講師によって評価されること。

③ 修了評価の結果が事業者の定める水準を超えるものであることが事業者において確認されること。

（2） 修了評価は、第9条に定めるすべてのカリキュラムの履修後、筆記試験により行うこととする。なお、当該筆記試験については100点を満点評価とし、理解度の高い順にA・B・C・Dの区分で評価し、C以上で修了時に到達すべき水準に達したもの（合格）と認定する。

A	90点以上
B	80～89点
C	70～79点
D	69点以下

（3） 合格に達しなかった受講者については、再試験の受験前に必要な補講を受講した上で、再試験を受験することとする。

（研修欠席者の取扱い）

第17条

（1） 理由の如何にかかわらず、研修開始から5分以上遅刻した場合は欠席とする。やむを得ない理由で欠席する場合は、前日までに「欠席届」を提出することとする。

（2） 研修の一部を欠席した者でやむを得ない事情があると認められる者については、5時間を上限として補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。

（補講の取扱い）

第18条

当社は、第16条第3項及び第17条第2項に該当する者、並びに基礎的知識の理解度確認の為の小テストで70点以下の者に対して必要な補講を行う。

なお、補講の授業料として、補講実施1日ごとに2，000円を受講者が負担することとする。

また、補講は原則として当社で行うこととするが、やむを得ない場合、他の事業者において実施することがある。その場合、他の事業者の定める受講料を受講者が負担することとする。

（受講の取消し）

第19条　当社は、次の各号の一に該当する者について受講を取り消すことができる。

（1） 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者

（2） 研修の秩序を乱す等受講者としての本分に反した者

（修了証明書の交付）

第20条

当社は、第16条により修了を認定された者に対し、新潟県介護員養成研修事業実施要綱11に規定する修了証明書を交付する。

（修了者名簿の管理）

第21条

（1） 当社は、修了者について修了者台帳に記載し、新潟県が指定した様式により新潟県知事に報告する。

（2） 修了証明書の紛失等により修了者から再交付の申し出があった場合は、適切に対応することとする。

（研修事業実施担当部署）

第22条

研修事業は、メッツ長岡ケアスクールにおいて行う。

（その他）

第23条

この学則に必要な細則及びこの学則に定めない事項で必要があると認められるものについては、当社がこれを定める。

（附則）

第1条

この学則は、令和8年5月1日より施行する。